

件名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例	議会事務局 議事調査課
----	-------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市議会では、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、「議員が議会の会議等を長期間欠席した場合の対応について」を議会基本条例に基づく検討課題として掲げ、議会改革推進会議及び議会改革推進会議検討部会で検討を重ねてきました。

その結果、議員が議会の会議等を長期間欠席した場合、議員報酬及び期末手当について、欠席期間に応じ、減額して支給することとするため、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 趣旨及び定義 <第1条・第2条関係>

この条例は、議員が議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」といいます。）の特例を定めるものとします。また、この条例において議会の会議等とは、次に掲げる会議等とします。

- ア 議会の定例会及び臨時会の会議
- イ 亀山市議会委員会条例の規定により設置された委員会の会議
- ウ 亀山市議会会議規則第157条に規定する協議等の場
- エ 地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣
- オ 亀山市議会会議規則第100条の規定による委員の派遣

(2) 議員報酬の減額 <第3条関係>

議員が議会の会議等を長期間欠席した場合の議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、次の表の欠席期間の区分に応じて、当該議員報酬の額にそれぞれ同表の減額割合を乗じて得た額を減じた額とします。

欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の100

また、議員報酬の減額の規定は、議員が、議会の会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月から、議会の会議等に出席した日の属する月まで適用することとします。

(4) 期末手当の減額 <第4条関係>

6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」といいます。）の前日から6月前までの間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から、当該期末手当の額に、欠席期間の区分に応じた減額割合を乗じて得た額を減じた額とします。

また、期末手当を減額支給する場合で、基準日の前日から6月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合を適用することとします。

(5) 適用除外 <第5条関係>

次に掲げる事由により議会の会議等を欠席した期間は、議員報酬及び期末手当の減額に係る欠席期間には含まないこととします。

- ア 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害
- イ 女性の議員の出産（労働基準法第65条第1項又は第2項（ただし書を除く。）に規定する産前産後の期間に限る。）
- ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合
- エ ア～ウに掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由

(6) 疑義の決定 <第6条関係>

この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定することとします。

(7) 委任 <第7条関係>

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めることとします。

3 その他

施行日は、公布の日とします。